

大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業主導型保育事業を利用する子どもの保護者が、令和5年6月27日付けこ成保第70号こども家庭庁成育局長通知「企業主導型保育事業等の実施について」の別添「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」（以下「国要綱」という。）において企業主導型保育事業（施設利用給付費）の対象外となる場合に、当該子どもの企業主導型保育事業の利用に係る利用者負担相当額に対し、その経済的負担の軽減を目的として給付を行う大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところにより、これらの用語以外の用語の意義は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の例による。

- (1) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設
- (2) 企業主導型保育事業 国要綱の第2の1に規定する保育事業
- (3) 企業主導型保育施設 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業を実施するものに限る。）
- (4) 事業実施者 国要綱の第2の2の(1)に規定する事業実施者
- (5) 利用者負担額 国要綱第3の4の(4)の①のアの規定により事業実施者が子どもの企業主導型保育施設の利用（国要綱第3の規定により企業主導型保育施設において実施される保育サービスを利用する契約（契約の期間が1か月以上のものに限る。）に基づく利用をいう。以下同じ。）に伴って当該子どもの保護者から月を単位として徴収する額
- (6) 利用者負担上限額 国要綱第3の4の(4)の①のアに規定する利用者負担相当額
- (7) 指導監督基準を満たす旨の証明書 令和6年3月29日付けこ成保第206号こども家庭庁成育局長通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）を満たしていると認められるとして都道府県知事等から交付される証明書（本市の区域内に設置された企業主導型保育施設にあつては、指導監督基準を満たしていると認められるとして本市が発出する当該企業主導型保育施設あて通知文書を含む。）。)
- (8) 市町村民税世帯非課税者 法第30条の4第3号に規定する市町村民税非課税者。この場合において、同号中「第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援」及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第15条の3第1項の「特定子ども・子育て支援」（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）は、「企業主導型保育施設の利用」と読み替えるものとする。

(予算)

第3条 本事業による給付（以下「給付」という。）は、この要綱の定めるところにより大阪市一般会計予算に定める予算の範囲内で行う。

（支給要件）

第4条 給付は、次の各号のいずれにも該当する子ども（以下「支給対象子ども」という。）の保護者に対し、当該支給対象子どもの特定企業主導型保育施設（次条第1項に規定する特定企業主導型保育施設をいう。）の利用について行う。

- (1) 満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの
- (2) 本市の区域内に住所を有する保護者と同居しているもの
- (3) 法第19条第2号の内閣府令で定める事由（以下「保育事由」という。）により家庭において保育が困難であるもの
- (4) 保護者がその子どもについて現に法第11条の施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特定地域型保育給付費をいずれも受けていないもの
- (5) その属する世帯（保護者がその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と同居していない場合にあつては、当該配偶者を含む。）に市町村民税世帯非課税者でない者が属していないもの
- (6) 保護者がその子どもの利用について企業主導型保育施設の事業実施者に対して現に利用者負担額を支払っているもの
- (7) その子どもの利用について企業主導型保育施設から本市に対し利用状況の報告（令和元年8月19日付け公益財団法人児童育成協会あて内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）通知「企業主導型保育施設の利用状況の報告について（通知）」の2又は4による報告をいう。）が遅滞なく行われているもの
- (8) 保護者がその子どもに係る給付についてこの要綱の内容を理解した上でこの要綱を遵守することに同意しているもの

（特定企業主導型保育施設）

第5条 本事業において、その利用に伴う利用者負担額の支払いが給付の対象となる企業主導型保育施設（以下「特定企業主導型保育施設」という。）は、交付を受けた指導監督基準を満たす旨の証明書（以下この条において「証明書」という。）が現に有効期間中である企業主導型保育施設とする。

- 2 前項の有効期間は、令和6年3月29日付けこ成保第218号「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」の別紙「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領」（以下「証明書交付要領」という。）の第2の3に規定される証明書の有効期間のとおりとする。ただし、証明書交付要領の第2の4の規定により都道府県知事等から交付を受けた証明書の返還を求められた企業主導型保育施設にあつては、当該返還を求められた日の属する年度の3月31日までは特定企業主導型保育施設とみなす。

（給付認定の申請）

第6条 支給対象子どもの保護者は、給付を受けようとするときは、その支給対象子どもご

とに、給付を受ける資格を有することに係る認定（以下「給付認定」という。）を市長に申請し、給付認定を受けなければならない。

2 前項の申請（以下「認定申請」という。）は、大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付認定申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、給付認定を希望する期間の開始する日（以下「認定開始希望日」という。）まで（認定申請を行う保護者（以下「認定申請保護者」という。）が他市区町村から転入をしたときは、当該転入をした日から14日以内）に市長に提出することにより行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合については、この限りではない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 保育事由を有することを証する書類（当該保育事由が子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）第1条の5第1号に掲げる事由に係るものである場合にあっては、施行規則様式第1号による。）
- (2) 利用し、又は利用しようとする特定企業主導型保育施設との間で締結した利用契約書の写し又はこれに代わるものとして市長が認める書類
- (3) 支給対象子どもが第4条第5号に該当する者であることを証する個人市町村民税に係る課税証明書
- (4) 支給対象子どもが同条第8号に該当する者であることが確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、認定申請保護者が認定申請をした日において、当該認定申請の認定開始希望日において支給対象子どもに係る有効な教育・保育給付認定（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。以下同じ。）を有する場合は、前項に掲げる書類の全部又は一部の添付を省略させることができる。

（認定申請に係る審査）

第7条 市長は、認定申請があったときは、当該認定申請に係る審査を行う。

- 2 市長は、前項の審査に必要な書類について、認定申請保護者に提出を求め、また、必要があると認めるときは、実地調査その他の調査を行うことができる。
- 3 市長は、認定申請を受けた日から30日以内に、当該認定申請に対する給付認定又は却下を行うものとする。ただし、市長は、認定申請が集中する時期における認定申請であることその他の特別な理由がある場合は、認定申請保護者にその旨及び第1項の審査になお要する期間を示すことにより、第1項の審査に要する期間を延長することができる。

（給付認定）

第8条 市長は、前条第1項の審査の結果、給付認定を行う場合は、認定申請保護者に対し、大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付認定通知書（第2号様式）によりその旨を通知する。

- 2 給付認定の有効期間は、施行規則第28条の5第2号から第6号までの規定（法第30条の4第3号に掲げる小学校就学前認定子どもに係る規定に限る。）に準じる。この場合、施行規則第28条の5第4号ロの市町村が定める期間は、90日間とし、同条第6号の市町村が定

める期間は、給付認定の効力が生じた日から育児休業に係る子どもが満1歳に達する日が属する年度の3月31日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、育児休業に係る子どもが保育所、認定こども園、家庭的保育事業等又は企業主導型保育事業を利用できないことにより、引き続き当該育児休業を継続する場合の施行規則第28条の5第6号の市町村が定める期間は、当該育児休業に係る子どもが満2歳に達する日の属する年度の4月1日から育児休業期間の終了する日までの期間と当該年度の3月31日までの期間のうちいずれか短い期間とする。

4 第2項の規定にかかわらず、市長が第6条第4項の規定により書類の全部又は一部の省略を認める場合の給付認定の有効期間が満了する日は、支給対象子どもに係る教育・保育給付認定の有効期間（法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。以下本項において同じ。）に準じる。ただし、当該教育・保育給付認定の有効期間の満了する日が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給対象子どもが満3歳に達する日以後の最初の3月31日（第2号に該当し、かつ、保育事由により家庭において保育が困難である期間が同日より前の日までである場合にあっては、当該前日）とする。

(1) 支給対象子どもが満3歳に達する日以後の最初の3月31日以後の日

(2) 支給対象子ども（法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当するものに限る。）が満3歳に達する日の前日

（却下）

第9条 市長は、第7条第1項の審査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、これを却下する。

(1) 認定申請に係る支給対象子どもが第4条各号のいずれかに該当しない場合

(2) 認定申請保護者が本市の区域内に住所を有さない場合

(3) 認定申請に係る申請書又はその添付書類の内容に虚偽があると認められる場合

(4) 認定申請に係る申請書又はその添付書類の内容に不備があり、訂正又は追加書類の提出その他の補正（以下「訂正等」という。）を依頼したが、認定申請保護者が相当の期間内に応じなかった場合

2 市長は、認定申請を却下したときは、認定申請保護者に対し大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付認定申請却下通知書（第3号様式）によりその旨を通知する。

（給付認定の変更）

第10条 給付認定が現に有効期間中である保護者（以下「認定保護者」という。）は、現に受けている給付認定の有効期間内において、次に掲げる事項の変更が生じたときは、速やかに市長に対し、異動届兼企業主導型保育事業利用者負担額給付認定変更申請書（第4号様式。以下「異動届兼認定変更申請書」という。）に記載の上、提出しなければならない。

(1) 認定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

(2) 給付認定に係る子ども（以下「認定子ども」という。）の氏名、生年月日及び認定保護者との続柄

(3) 認定保護者又は認定保護者以外の保護者の保育事由の状況の変化

- (4) 認定申請の内容及びその添付書類に記載した事項（本項の規定により提出をした事項にあつては、当該提出による変更後の事項。前3号に掲げる事項及び市長が認める軽微な事項を除く。）
- (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 第6条第3項、第7条第1項及び第2項の規定は、前項の異動届兼認定変更申請書の提出において準用する。
- 3 市長は、第1項の異動届兼認定変更申請書の提出があつた場合は、当該認定保護者につき、必要があると認めるときは、当該給付認定の変更を行う。
- 4 前項のほか、市長は、必要があると認めるときは、職権により、給付認定の変更を行うことができる。
- 5 市長は、前2項の規定により給付認定の変更を行ったときは、当該認定保護者（認定保護者の変更があるときは、変更後の認定保護者）に対し、大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付認定変更通知書（第5号様式）によりその旨を通知する。

（給付認定の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、給付認定を取り消すことができる。

- (1) 認定保護者又は認定保護者であつた者（以下「認定保護者等」という。）から給付認定の取消しの申し出があつたとき
- (2) 認定子どもが第4条各号に掲げる支給要件のいずれかを満たさなくなったとき
- (3) 認定保護者が本市の区域内に居住地を有さないとき
- (4) 認定申請の内容が虚偽であると認められるとき
- (5) 認定保護者等が、正当な理由なしに、第20条第1項の規定による報告、文書の提出若しくは提示をせず、又は質問に対する答弁をしなかったとき（提出、提示又は答弁の内容が虚偽であつたときを含む。）
- (6) 認定子どもが特定企業主導型保育施設の利用を終了したとき（特定企業主導型保育施設の利用の最終日から30日以内に別の特定企業主導型保育施設の利用を開始する場合を除く。）
- (7) 認定子どもが正当な理由なく特定企業主導型保育施設を30日以上連続して利用していないとき
- (8) 認定保護者が前条第1項各号の規定により異動届兼認定変更申請書を提出した場合にあって、その不備（添付書類の不足又は不備を含む。）に係る訂正等の依頼があつたにもかかわらず、相当の期間内に応じなかったとき
- (9) 各号に類する事由が生じたものと認められるとき
- 2 市長は、前項の取消しを行うときは、あらかじめ認定保護者に対し取消しの理由を説明するとともに、その意見を聞くものとする。ただし、前項各号のいずれかに該当することに係る認定保護者の届出があり、又は公簿により確認できる場合を除く。
- 3 市長が第1項の取消しを行う場合、特段の事情のない限り、取消後の給付認定の有効期間は、次の各号に掲げる期間とする。
 - (1) 第1項第1号から第3号まで又は第7号の規定により取消しを行う場合 取消前の有

効期間の開始する日から当該取消しの事由が生じた日の前日までの期間

- (2) 第1項第4号又は第5号の規定により取消しを行う場合 なし
- (3) 第1項第6号の規定により取消しを行う場合 取消前の有効期間の開始する日から認定子どもが特定企業主導型保育施設の利用を終了した日までの期間
- (4) 第1項第8号の規定により取消しを行う場合 取消前の有効期間の開始する日から第10条第1項第3号の状況の変化が生じたと認められる日までの期間
- (5) 第1項第9号の規定により取消しを行う場合 取り消すべき事由に応じて市長が個別に認める期間

4 市長は、第1項の規定により給付認定の取消しを行ったときは、取消しの対象の保護者に対し大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付認定取消通知書（第6号様式）によりその旨を通知する。

（更新申請）

第12条 認定保護者は、給付認定の有効期間の満了後も引き続き給付認定を受けようとする場合（給付認定の有効期間のみの更新を受けようとする場合に限る。）は、大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付認定更新申請書（第7号様式）により当該有効期間の満了日までに市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合については、この限りではない。

- 2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、有効期間の満了後も引き続き第4条各号に規定する支給要件を満たすと認めるときは、有効期間を更新し、大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付認定通知書（第2号様式）によりその旨を通知する。
- 3 第6条第3項、第7条第1項及び第2項並びに第9条第1項及び第2項の規定は、第1項の規定による申請について準用する。

（現況届）

第13条 認定保護者は、給付認定の有効期間内において、市長の求めに応じ、毎年、現況届（第8号様式）により認定子どもの第4条各号に係る現況（以下「認定子ども現況」という。）を届け出なければならない。

- 2 前項の現況届には、同条第3号及び第5号に係る事項を証する書類その他市長が給付認定の現況の確認に必要として指定する書類を添付しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により現況届の提出を求めたにもかかわらず、認定保護者が相当の期間応じない場合その他認定子ども現況が確認できない場合は、第11条第1項第2号に該当するものとして給付認定を取り消すことができる。この場合、特段の事情のない限り、取消後の給付認定の有効期間は、当該取消しを決定した日の属する年度の4月1日の前日までとする。

（認定申請等に係る添付書類の省略）

第14条 市長は、第6条第3項、第7条第2項その他これらの規定の準用によりこの要綱に定める手続において書類の提出が必要とされる場合に、当該書類により証すべき事項を公

簿等によって確認することに認定申請保護者その他手続の当事者が同意するときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(給付の対象及び給付額)

第15条 給付の対象となる費用は、認定保護者等が認定子どもの利用について特定企業主導型保育施設の事業実施者に支払った利用者負担額とし、利用者負担上限額を上限月額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる月における給付の額は、当該各号に定める計算式(利用者負担上限額に乘じる日数には、給付認定の有効期間内の日数のみを含める。)により算出した額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を当該月の給付額の上限とする。

- (1) 初日から利用し、末日の前日までに利用を終了した月 利用者負担上限額×月の初日から利用を終了した日までの日数／その月の日数
- (2) 初日の翌日以後に利用を開始し、末日まで利用した月 利用者負担上限額×利用を開始した日から末日までの日数／その月の日数
- (3) 初日の翌日以後に利用を開始し、末日の前日までに利用を終了した月 利用者負担上限額×利用を開始した日から利用を終了した日までの日数／その月の日数

(給付額の請求)

第16条 認定保護者等は、特定企業主導型保育施設に利用者負担額を支払い、かつ、当該利用者負担額に係る利用の期間が経過した場合、大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付額請求書(第9号様式。以下「請求書」という。)により、当該利用の期間における給付の額の支給に係る請求(以下「給付請求」という。)をすることができる。

- 2 認定保護者等は、給付請求に当たり、市長の指定する様式により事前に支給先の口座(認定保護者等本人の名義のものに限る。)を申し出なければならない。
- 3 第1項の請求書には、企業主導型保育事業保育サービス提供証明書兼利用者負担額(保育料)領収証明書(第10号様式)その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 4 市長は、市長が指定するインターネットの利用方式により特定企業主導型保育施設が認定子どもの利用の状況を報告する場合において、企業主導型保育事業保育サービス提供証明書兼利用者負担額(保育料)領収証明書に記載されるべき内容を把握することができる場合は、当該書類の添付を省略させることができる。この場合、特定企業主導型保育施設が報告する認定子どもの利用状況の内容は、認定保護者等が特定企業主導型保育施設に提供し、又は特定企業主導型保育施設が認定保護者等に提供したものに限るものとする。

(給付請求の対象となる利用の期間の単位)

第17条 給付請求の対象となる利用の期間の単位は、特別の事情があると市長が認める場合を除き、四半期とする。

- 2 市長は、給付に係る事務の円滑な執行に必要な場合は、利用の期間ごとに給付請求の受

付を開始する日（以下「受付開始日」という。）を指定することができる。認定保護者等は、やむを得ない事情があると市長が認める場合を除き、受付開始日の翌日（受付開始日の指定がない場合にあっては、前条第1項の規定により給付請求が可能となる最初の日）から起算して2年以内に限り、給付請求を行うことができる。

（給付額の支給）

第18条 市長は、認定保護者等から給付請求があった場合は、当該給付請求に係る審査を行い、支給の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により支給を決定した場合は、やむを得ない事情があると市長が認める場合を除き、認定保護者等に対し、適正な内容の請求があった日から30日以内に口座振替の方法により給付の額を支給する。この場合、口座振替による支給先の口座は、第16条第2項の規定により申出のあった口座とする。

3 前項の場合において、市長は、給付請求の集中その他給付事務の適正な遂行に必要と認められるときは、利用の期間ごとに支給する予定の日（以下「支給予定日」という。）を指定することができる。ただし、支給予定日は、利用の期間の末日の2か月以内の日としなければならない。

4 市長は、第1項の規定により支給を不可とした場合は、速やかにその理由を明示して認定保護者等あて通知する。

（給付額の返還）

第19条 認定保護者等は、前条第2項の規定による給付の額の受領後に第11条第1項の規定により当該給付に係る給付認定を取り消された場合は、市長に対し当該取消しに係る給付の額を返還しなければならない。

2 認定保護者等が前項の規定により給付の額の返還を求められ、これを納入期限までに納入しなかったときは、大阪市財産条例（昭和39年大阪市条例第8号）第23条において準用する同条例第11条第1項の規定により算出した延滞損害金を本市に納入しなければならない。

3 市長は、前項の延滞損害金について、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（報告等）

第20条 市長は、給付に関して必要があると認めるときは、適正な給付に必要な限度において、認定保護者等及び認定保護者等の世帯に属する者若しくはこれらの者であった者並びに特定企業主導型保育施設の事業実施者その他関係者に対し、報告、文書の提出若しくは提示（以下「報告等」という。）を求め、又は質問させることができる。

2 認定保護者等は、市長が前項の規定により特定企業主導型保育施設の事業実施者その他関係者に報告等を求め、又は質問させるに当たり、協力に努めなければならない。

（特定企業主導型保育施設の経由）

第21条 この要綱に定める申請及び通知その他の手続については、認定子ども（認定申請に

あつては、当該認定申請に係る支給対象子ども）が利用し、又は利用しようとする特定企業主導型保育施設が認める場合は、当該特定企業主導型保育施設を経由して行うことができる。この場合、当該特定企業主導型保育施設は、市長、認定申請保護者又は認定保護者等から預かった書類を速やかに名あて人に送付し、又は交付するものとする。

- 2 市長は、認定申請に係る書類が特定企業主導型保育施設経由で提出された場合は、その提出後に認定申請保護者又は認定保護者等から特段の意思表示がない限り、当該特定企業主導型保育施設経由で市長が発出する書類を交付するものとする。

（大阪市行政オンラインシステムの利用）

第22条 この要綱に定める申請及び届出その他の手続（以下「申請等手続」という。）は、市長が定める形式により大阪市行政オンラインシステムを利用して行うものとする。ただし、第3項により聴いた理由が正当であると市長が認める場合又は前条第1項の特定企業主導型保育施設が認める場合は、書面により行うことができる。

- 2 大阪市行政オンラインシステムを利用して申請等手続を行う場合は、第6条第3項第1号の保育事由を有することを証する書類その他の書類の添付については、これら書類の内容を記録したファイルをもって代えるものとする。ただし、市長がこれら書類の原本の提出が必要と認める場合は、大阪市行政オンラインシステムを利用して申請等手続を行った者は、当該原本を提出しなければならない。
- 3 市長は、大阪市行政オンラインシステムを利用して申請等手続を行わず、又は行おうとしない者に対して、その理由を聴くことができる。

（特定企業主導型保育施設への情報提供等）

第23条 市長は、認定保護者等から同意を得た場合は、本事業の実施に必要な範囲において、当該認定保護者等の認定子どもの利用する特定企業主導型保育施設に当該認定保護者等の給付認定に係る情報を提供し、及び当該特定企業主導型保育施設に当該認定子どもの利用に係る情報の報告を求めることができる。

（各種通知書の再交付）

第24条 この要綱の規定により市長が交付する大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付認定通知書その他の通知書は、再交付を行わないものとする。

（関係書類の保存）

第25条 認定保護者等は、給付に係る書類その他の物件について、給付の額を受領した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

（施行の細目）

第26条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な細目は、こども青少年局長が定める。

附 則（令和８年７月３日こども青少年局長決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和８年９月１日から施行する。ただし、次項の規定は、同年７月21日から施行する。

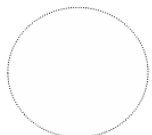
（準備行為）

- 2 第６条第１項の規定による認定申請及び当該認定申請に伴う第８条第１項の規定による給付認定その他の行為は、この要綱の施行前においてもこれらの規定の例により行うことができる。この場合において、当該給付認定は、この要綱の施行後は第６条第１項に規定する給付認定とみなす。

（給付請求の対象となる利用の期間の単位の特例）

- 3 第17条第１項に規定する利用の期間の単位にかかわらず、令和８年９月１日から令和９年３月31日までの期間は、１の利用の期間とする。

受付



大阪市企業主導型保育事業
利用者負担額給付認定申請書

児童氏名
認定番号

(あて先) 大阪市長

認定申請保護者	フリガナ		性別	生年月日	記入日	年	月	日
	氏名		男・女	・	・	父・母・()		
	住所	〒 -						
	電話番号 (①→②の順に連絡)	①	②					

注)上記の「認定申請保護者」が、認定及び給付の対象である「認定保護者」となります。

大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付事業にかかる給付認定(保育認定)について、次のとおり申請します。

認定を希望する期間	就学前まで 年 月 日 ~ 年 月 日まで その他(年 月 日まで)			
利用(予定)施設	施設名		利用開始(予定)日	年 月 日
	所在地	〒 -		

■ 世帯構成 「認定を希望する期間」の開始日が属する年度の4月1日現在の年齢を記載してください。

区分	氏名	①からの続柄	性別	年齢	生年月日	住所	
申請に係る子ども	① (フリガナ)	本人	男・女		・	・ 都・道 市・区 府・県 町・村	
	□認定申請保護者に同じ □異なる(↓居住市区町村名を記入)						
世帯構成員(世帯分離や単身赴任の人も含む)	② 認定申請保護者					以下、認定申請保護者と居住地が異なる場合は、居住市区町村名を記入してください。	
	③ (フリガナ)		男・女		・	都・道 市・区 府・県 町・村	
	④ (フリガナ)		男・女		・	都・道 市・区 府・県 町・村	
	⑤ (フリガナ)		男・女		・	都・道 市・区 府・県 町・村	
	⑥ (フリガナ)		男・女		・	都・道 市・区 府・県 町・村	
	⑦ (フリガナ)		男・女		・	都・道 市・区 府・県 町・村	
世帯	ひとり親世帯	有(死別・離婚・未婚・その他())・無			生活保護適用		有・無

■ 保育認定事由(保育が必要な理由) ※続柄ごとに該当する番号に○をつけてください

続柄	1.就労 2.妊娠・出産(出産予定日: 年 月 日) 3.疾病・障がい 4.介護・看護 5.災害復旧	各年1月1日時点の居住地	
		.1.1 時点	.1.1 時点
	6.求職活動(現在求職活動中・利用後に求職活動を行う) 7.就学 8.その他()	□ 大阪市	□ 大阪市
		□ その他()	□ その他()
続柄	1.就労 2.妊娠・出産(出産予定日: 年 月 日) 3.疾病・障がい 4.介護・看護 5.災害復旧	.1.1 時点	.1.1 時点
		□ 大阪市	□ 大阪市
	6.求職活動(現在求職活動中・利用後に求職活動を行う) 7.就学 8.その他()	□ その他()	□ その他()

大こ青第 号
年 月 日

大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付認定通知書

様

大阪市長

大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付事業において、次のとおり認定しましたので、通知します。

認定番号		
認定子ども	ｶﾅﾒｲ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
認定保護者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
認定区分		企業主導型保育事業利用者負担額給付認定
保育の必要性の事由		
認定の有効期間		年 月 日から 年 月 日まで

注1 認定の有効期間内であっても、保護者の就労状況等の変化や課税状況、認定子どもの保育利用状況等により認定を変更し、又は取り消すことがあります。

注2 認定の内容に変更が生じた場合は、所定の様式により速やかに変更事項を届け出てください。

大こ青第 号
年 月 日

大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付認定申請却下通知書

様

大阪市長

年 月 日に受理した、大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付認定申請について、次の理由により資格が認められませんので、その旨通知します。

申請子ども	かシメ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
申請保護者	住所	
	氏名	
申請区分	企業主導型保育事業利用者負担額給付認定	
却下理由		

異動届兼企業主導型保育事業利用者負担額給付認定変更申請書

令和 年 月 日

(あて先)
大阪市長

保護者	住 所	
	氏 名	
電話番号		
子どもからの続柄		

※電話番号は屋間につながる番号を記載してください。

次のとおり、届け出ます。

子どもの氏名	生年月日	利用施設名	備 考

(あてはまるものにチェックを入れ、必要事項を記入してください。)

届 出 事 由			
1	☐ 市外転出	転 出 年 月 日 年 月 日	
	☐ 保育事由の喪失	保育事由の喪失年月日 年 月 日	
	☐ 利用していた施設を利用しなくなった事由	利用終了(予定)年月日 年 月 日 ＜利用終了後について＞ ☐ 別の特定企業主導型保育施設を利用 大阪市外の施設の場合のみご記入ください。 施設名() 施設の所在市町村() ☐ 特定企業主導型保育施設以外の認可外保育施設を利用 施設名() ☐ 幼稚園・認定こども園・認可保育所・小規模保育事業所に入所 施設名() 入所(予定)年月日(年 月 日 ☐ その他()	
		旧 新	
		☐ 子どもの氏名	
☐ 認定保護者氏名			
2	☐ 住 所		
	☐ 保 育 事 由 (※) 続柄:子どもの() ※保育事由の変更の届出を行う場合は、変更事由に応じた添付書類(就労証明書等)が必要となります。	☐ 就 労 ☐ 妊 娠 ・ 出 産 出産(予定)日: 年 月 日 ☐ 疾 病 ・ 障 が い ☐ 介 護 ・ 看 護 ☐ 災 害 復 旧 ☐ 求 職 活 動 ☐ 就 学 ☐ 育 児 休 業 ☐ そ の 他 ()	
	☐ 勤 務 先 (※) 続柄:子どもの() ※勤務先の変更の届出を行う場合は、新たな勤務先の発行する就労証明書の添付が必要です。	勤 務 先 名 称 所 在 地 電 話	
	3 ☐ そ の 他		

☐ 上記の変更により、大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付事業の給付認定の変更を申請します。
(2)について変更の届出を行う場合は、必ず口にチェックを入れてください)

☐ 認定変更事由発生日	年 月 日
------------------------------------	-------

記載事項については、大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付事業に関することに使用します。

大こ青第 号
年 月 日

大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付認定変更通知書

様

大阪市長

大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付認定事業において、次のとおり認定変更しましたので、通知します。

認定番号		
認定子ども	かんめい	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
認定保護者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
認定区分		企業主導型保育事業利用者負担額給付認定
保育の必要性の事由		
認定の有効期間		年 月 日から 年 月 日まで

注1 認定の有効期間内であっても、保護者の就労状況等の変化や課税状況、認定子どもの保育利用状況等により認定を変更し、又は取り消すことがあります。

注2 認定の内容に変更が生じた場合は、所定の様式により速やかに変更事項を届け出てください。

大こ青第
年 月 日 号

大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付認定取消通知書

様

大阪市長

大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付認定について、大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付事業実施要綱に基づき、次のとおり給付認定を取り消しましたので、通知します。

認定番号	
認定子どもの氏名	
認定保護者の氏名	
認定区分	企業主導型保育事業利用者負担額給付認定
認定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
取消年月日	年 月 日
取消理由	

大阪市企業主導型保育事業
利用者負担額給付認定更新申請書

(あて先)

大阪市長

施設名

児童氏名

認定番号

年 月 日

保護者

現住所

フリガナ
氏 名

電 話

(昼間連絡先)

(続柄)

大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付事業における認定の更新を次のとおり申請します。

利用を希望する期間

年 月 日

～

就学前

その他 (年 月 日まで)

区 分

氏名

続柄

性別

生年月日

年齢(. . 現在)

勤務先/通学先等

市民税の
課税の有無子どもの
家族
状況子
ど
も

(フリガナ)

本人 男・女

・ ・ 生

歳

子
ど
も
の
世
帯
員

有・無

有・無

有・無

有・無

有・無

有・無

ひとり親世帯

有・無

生活保護適用

有・無

保育が必要な理由 (保護者ごとに該当する項目に○をつけてください)

(続柄)

1 就労

2 妊娠・出産

3 疾病・障がい

4 介護・看護

5 災害復旧

6 求職活動

7 就学

8 その他 ()

(続柄)

1 就労

2 妊娠・出産

3 疾病・障がい

4 介護・看護

5 災害復旧

6 求職活動

7 就学

8 その他 ()

理由 (具体的に記入してください)

勤務
地

(続柄)

(所在地)

(氏名)

(続柄)

(所在地)

(氏名)

受 付

(あて先)
大阪市長

現況届

施設名

児童氏名

認定番号

年 月 日

保 護 者

現住所

フリガナ氏名

電 話

(昼間連絡先)

(続柄)

大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付認定保護者、大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付認定子ども及びその子どもの属する世帯の状況について、下記のとおり現況を届けます。

区 分	氏 名 続柄 性別	生年月日	年齢(. 4. 1 現在)	勤 務 先 / 通 学 先 等	市民税 の課税 の有無	
子 ど も の 家 庭 環 境	子 ど も	(フリガナ)				
	本人		歳			
	子 ど も の 世 帯 員			(勤務先/通学先名)	有・無	
				☐ 同居 ☐ 別居 (住所)		
				((勤務先/通学先名)	有・無	
				☐ 同居 ☐ 別居 (住所)		
			(勤務先/通学先名)	有・無		
			☐ 同居 ☐ 別居 (住所)			
			(勤務先/通学先名)	有・無		
			☐ 同居 ☐ 別居 (住所)			
		(勤務先/通学先名)	有・無			
		☐ 同居 ☐ 別居 (住所)				
ひ と り 親 世 帯				有・無	生 活 保 護 適 用	有・無
(1) 前回提出された内容の変更の有無についてチェックしてください。また、変更ありの場合は該当する項目すべてに○をつけてください。 ☐ 変更なし ☐ 変更あり 1 住所の変更 2 世帯員の増減 3 保護者の変更 4 保育が必要な理由の変更 5 氏名の変更 6 勤務先の変更 7 その他 ※上記3、4又は6の変更の場合は『異動届兼企業主導型保育事業利用者負担額給付認定変更申請書』の提出が必要です。						
(2) 育児休業の取得の有無(現在取得しているもの又は過去1年以内に取得していたもの)についてチェックしてください。 また、ありの場合は育児休業期間を記入してください。 ☐ なし ☐ あり 育児休業期間: 年 月 日 ~ 年 月 日						
(3) 上記(1)の『4 保育が必要な理由の変更』の有無にかかわらず、下記の(イ)現在の保育が必要な理由に保護者ごとに該当する項目に○をつけてください。また、保育が必要な理由を証明する書類を添付してください。						
(ア) 前回提出された保育が必要な理由			(イ) 現在の保育が必要な理由			
(続柄)		(続柄)	1 就労 2 妊娠・出産 3 疾病・障がい 4 介護・看護			
			5 災害復旧 6 求職活動 7 就学 8 その他()			
(続柄)		(続柄)	1 就労 2 妊娠・出産 3 疾病・障がい 4 介護・看護			
			5 災害復旧 6 求職活動 7 就学 8 その他()			

(注) 太枠の中の未記入箇所は必ず記入してください。印字内容に追加、変更がある場合は、余白に訂正内容を明記してください

(提出先) 大阪市長

請求日 年 月 日

大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付額請求書

私は、大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付事業実施要綱に基づき、利用者負担額にかかる給付を下記のとおり請求しますので、あらかじめ指定した私名義の口座に振り込んでください。また、本件給付の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 請求者と認定子どもが、大阪市内に居住していることを大阪市が住民基本台帳で確認すること。
2. 利用状況及び利用者負担額支払状況を大阪市が利用先の企業主導型保育施設に確認すること。
3. 市町村民税の課税状況を大阪市が確認すること。

1. 大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定 子ども からの 続柄	現 住 所	区
氏 名			電話	
請求対象の利用期間(か月単位)中に市外転出がある場合の転出日(住民票上の転出日)				年 月 日

2. 本件請求に係る認定子ども(認定子どもごとの請求が必要です)

フリガナ		認定番号	
氏 名		生年月日	年 月 日

3. 2の認定子どもが利用した施設(複数ある場合はア・イの順に記入)

ア	施設名	
イ	施設名	

4. 請求額(次のいずれかをチェックしてください。)

- ☐ 3の施設からの大阪市企業主導型保育施設保育サービス提供証明書兼利用者負担額領収証明書(又はこれに代わる書類)の「請求対象額」欄に記載される額

- ☐ 上記の額は、請求者自身が確認済です。

(この欄にチェックがない場合、請求は無効となります。また、記載額が請求可能額と異なる場合は、担当部署から請求額の補正依頼があります。)

- ☐ 下表の計算に基づき、算出される金額を請求します。

(「請求対象額」欄の記載額と請求可能額が異なる場合は、こちらを選択してください。)

利用年月	A	B	AとBの少ない方
	企業主導型保育施設に支払った利用者負担額(保育料)	事業上の上限月額 2歳児： 円 1歳児： 円 0歳児： 円	請求額
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
合 計	円	円	円

(記入にあたっての注意事項)

※ 利用者負担額の支払方法が年払いや半年払いなど、毎月払いでない場合は、支払月数分(1年であれば12、半年であれば6)で除した金額を月額相当分として記入してください。

※ (認定に基づく利用の開始日・終了日が月途中の場合)

認定に基づく利用の開始日・終了日が月途中だった場合の月額限度額は、日割り額になります。

【算定方法(1円未満切捨て)】

- ・開始日が月途中の場合の限度額 A欄又はB欄の少ない方の額×開始日からの日数÷その月の日数
- ・終了日が月途中の場合の限度額 A欄又はB欄の少ない方の額×終了日までの日数÷その月の日数

大阪市記入欄

- ☐ 請求可能額と一致
☐ 請求可能額と不一致
↓ (不一致の場合)
☐ 金額補正の依頼
↓ (補正の提出)
☐ 補正内容確認

認定の有効期間

・ ~
・ ~

- ☐ 請求可能額と一致
☐ 請求可能額と不一致
↓ (不一致の場合)
☐ 請求書補正の依頼

6. 添付書類

- ・「企業主導型保育事業保育サービス提供証明書兼利用者負担額領収証明書」
(この書類の内容を利用先の企業主導型保育施設が大阪市に直接報告する場合は、添付不要です)

企業主導型保育事業保育サービス提供証明書 兼 利用者負担額(保育料)領収証明書

利用先の企業主導型保育施設以外が記入した場合は無効となります。

(フリガナ)		生 年 月 日	年 月 日
利用子ども 氏名			
保護者氏名		続 柄	利用子どもの(父・母・)

注) 上記の「保護者氏名」には、保護者にご確認の上、大阪市の事業で「認定を受けている保護者」の氏名をご記入ください。

提供施設名称			
提供施設所在地			
提 供 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
提 供 曜 日	週 () 日 月・火・水・木・金・土・日 (該当曜日を○で囲んでください)		
提 供 時 間	日 () 時間 (: ～ :)		
利用者負担額等 領 収 金 額	上記利用子どもに係る保護者からの領収額 (領収書等に記載の金額)		左記のうち、利用者負担額(保育料)※ (利用者負担額給付費請求書A欄に記入する額)
	年 月分	円	請求対象月額 円
	年 月分	円	請求対象月額 円
	年 月分	円	請求対象月額 円
	合 計	円	請求対象額 円

こども家庭庁の定める企業主導型保育事業費補助金実施要綱に基づき、上記のとおり企業主導型保育施設として保育サービスを提供し、利用者負担額を領収したことを証明します。

証明年月日	所 在 地
年 月 日	
	法人等の名称 代表者職・氏名 印
	(記入担当者名) 電話

※「左記のうち、利用者負担額(保育料)」の欄には、企業主導型保育事業費補助金実施要綱の第3-4-(4)-①-アに基づき「利用者負担額」として支払を受けた金額(いわゆる保育料)をご記入ください。同要綱の第3-4-(4)-②・③に基づき支払を受けた金額(いわゆる上乗せ額・実費徴収額)などは含めないでください。なお、「請求対象月額」や「請求対象額」は、大阪市の事業用に記載している文言ですので、証明者としては、利用者負担額(保育料)をご記入いただければ結構です。また、4か月分以上の提供状況等を証明する場合は、そのための行を追加していただいて差し支えありません。

注) この証明書の内容について、大阪市こども青少年局担当部署()から問合せがあることがあります。